

別紙 3-3 施設保守管理等仕様書

(東部体育館)

東部体育館 清掃業務

- 1 所在地 静岡市葵区東千代田 2-3-1
- 2 名称 静岡市東部体育館
- 3 清掃区分
 - (1) 日常清掃 原則として日曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く毎日清掃する。
 - (2) 定期清掃 原則として年4回実施する。
 - (3) 臨時清掃 行事等のためその必要性が生じた場合は臨時に清掃する。
- 4 清掃基準
清掃作業区域は、別紙東部体育館清掃委託仕様書のとおりとし、細部については、委託者の指示を受けること。
- 5 作業内容
 - (1) 東部体育館のアリーナは、午前8時30分までに、またその他の各場所は、午後5時迄に清掃すること。
 - (2) 各場所、各階から出るゴミ及びポリ容器内のごみ等は容器を搬出し、所定の場所で処理すること。
 - (3) 建物の周辺は、玄関を主体として1日1回以上見回り清掃すること。
 - (4) 便所は、毎日清掃するほか、便器等は定期的にクレンザー、フロアオイルを使用して清掃すること。
 - (5) トイレットペーパー、消毒液等で委託者が供給するものは、常時補給取替を行うこと。
 - (6) 廊下、階段、ロビー、ホール、フロアーは、毎日1回以上ほうき、モップ等を使用して清掃するほか、見回り清掃を行うこと。
 - (7) 東部体育館出口のマットは、常時土砂を取り定期的に水洗いする。
 - (8) 年末等の大掃除は、東部体育館の指示により行う。
 - (9) 各所清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、委託者に所属を聞き、不用であることが判明したときは、委託者の指示により処理すること。
 - (10) 行事等が行われ、その必要性が生じた場合は、委託者の指示により随時清掃すること。
 - (11) 東部体育館敷地内の雑草の除草を委託者の指示により年1回行うこと。
 - (12) 施設周辺については、随時見回り清掃すること。
- 6 作業時間
作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。

7 作業等の報告義務

- (1) 作業中に誤って市財産に損傷を加えたときは、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。

8 作業上の留意事項

関係法令を遵守するとともに、危険作業に従事する作業員の安全管理には、特に留意すること。

東部体育館清掃委託仕様書								
階	場 所	材質等	日常清掃			定期清掃		
			作業内容	面積 (㎡)	回数	作業内容	面積 (㎡)	回数
	事務室	フローリング	掃き	70.1	6 /週	洗浄・ワックス	70.1	4 /年
	アリーナ	フローリング	ダストモップ	1405.7	6 /週	洗浄・ワックス	1405.7	3 /年
	風除室	御影石	掃き	9.0	6 /週	洗浄	9.0	4 /年
	健康相談室	フローリング				洗浄・ワックス	31.6	4 /年
	卓球室	フローリング	ダストモップ	142.0	3 /週	洗浄・ワックス	142.0	4 /年
	ホール・ラウンジ・廊下A・下足	長尺塩ビ	掃き・拭き	432.8	6 /週	洗浄・ワックス	432.8	4 /年
	指導員室	タイルカーペット	バキューム	33.2	3 /週	クリーニング	33.2	4 /年
	ロビー、談話室[コーナー]	御影石	掃き	145.0	6 /週	洗浄	145.0	4 /年
	階段	長尺塩ビ	掃き・拭き	17.9	6 /週	洗浄・ワックス	17.9	4 /年
	通路	長尺塩ビ	掃き・拭き	387.2	6 /週	洗浄・ワックス	387.2	4 /年
	便所(障害者用)	長尺塩ビ	水拭き	6.3	6 /週	洗浄・ワックス	6.3	4 /年
1F	便器	大1	洗浄、拭き		6 /週			
	洗面・鏡	各1	洗浄、拭き		6 /週			
	手すり	3	拭き		6 /週			
	汚物入れ	1	処理		6 /週			
	便所(男)	長尺塩ビ	水拭き	9.2	6 /週	洗浄・ワックス	9.2	4 /年
	床	長尺塩ビ	水拭き	22.9	6 /週	洗浄	22.9	4 /年
	便器	小7、大3	洗浄、拭き		6 /週			
	洗面・鏡	各3	洗浄、拭き		6 /週			
	便所(女)	長尺塩ビ	水拭き	9.2	6 /週	洗浄・ワックス	9.2	4 /年
	床	長尺塩ビ	水拭き	23.6	6 /週	洗浄	23.6	4 /年
	便器	大5	洗浄、拭き		6 /週			
	洗面・鏡	各3	洗浄、拭き		6 /週			
	汚物入れ	5	処理		6 /週			
		多目的室	タイルカーペット	バキューム	100.5	3 /週	クリーニング	100.5
	武道場	畳	掃き	162.4	6 /週			
	武道場	フローリング	ダストモップ	162.4	6 /週			
	トレーニング場	カーペット	バキューム	164.1	6 /週	クリーニング	164.1	4 /年
	男子洗面所	長尺塩ビ	掃き・拭き	8.4	6 /週	洗浄・ワックス	8.4	4 /年
	洗面・鏡	各4	洗浄、拭き		6 /週			
	女子洗面所	長尺塩ビ	掃き・拭き	8.4	6 /週	洗浄・ワックス	8.4	4 /年
	洗面・鏡	各4	洗浄、拭き		6 /週			
	男女シャワー室	長尺塩ビ	掃き・拭き	3.3	6 /週	洗浄・ワックス	3.3	4 /年
		モザイクタイル	水拭き	13.5	6 /週	洗浄	13.5	4 /年
	壁	モザイクタイル	洗浄、拭き		2 /週			
	洗面・鏡	各2	洗浄、拭き		6 /週			
	ホース・金属類	各5	洗浄、拭き		6 /週			
	男女更衣室	長尺塩ビ	掃き・拭き	50.3	6 /週	洗浄・ワックス	50.3	4 /年
	便所(男)	長尺塩ビ	水拭き	1.6	6 /週	洗浄・ワックス	1.6	4 /年
	床	長尺塩ビ	水拭き	9.3	6 /週	洗浄	9.3	4 /年
	便器	小3、大1	洗浄、拭き		6 /週			
	洗面・鏡	各1	洗浄、拭き		6 /週			
	便所(女)	長尺塩ビ	水拭き	1.6	6 /週	洗浄・ワックス	1.6	4 /年
	床	長尺塩ビ	水拭き	12.7	6 /週	洗浄	12.7	4 /年
	便器	大2	洗浄、拭き		6 /週			
	洗面・鏡	各1	洗浄、拭き		6 /週			
	汚物入れ	2	処理		6 /週			
他	窓ガラス	ガラス				クリーニング	700.2	1 /年
	灰皿	2			6 /週			
	庁舎周辺		拾いゴミ	1886.0	6 /週			
計				5298.6			3819.6	

東部体育館 警備業務

1 警備対象物件

静岡県葵区東千代田二丁目3番1号 静岡県東部体育館

2 警備方法

(1) 機械警備

(2) 警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具類はすべて受託者の負担とする。

3 業務の内容

防犯、火災の機械警備業務

4 警備時間

(1) 毎日（(2)及び(3)に定める日を除く）、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。

(2) 毎月第1月曜日の休館日（当日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日以後の最初の休日以外の日）は午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。

(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

東部体育館 空調設備保守点検業務

1 所在地 静岡市葵区東千代田二丁目3番1号

2 名称 静岡市東部体育館

3 保守点検箇所

1階 備蓄室	日立パッケージ	RCI—80H4 RAS—80H4
1階 卓球場	MITSUBISHI	PL—ERP140EA4 PUZ—ERP280KA9
1階 健康相談室	MITSUBISHI	PL—ERP50EA4 PUZ—ERM50KA2
1階 事務室	MITSUBISHI	PL—ERP71EA4 PUZ—ERM140LAZ
1階 アリーナ	ガスヒートポンプチラー	U—GH850T2DE
2階 多目的室	MITSUBISHI	PF—RP280BA12 PUZ—ERP280KA9
2階 武道場(床)	日立パッケージ(天吊り)	RPC—AP112K2 RAS—AP224HVM4
2階 武道場(畳)	日立パッケージ(天吊り)	RPC—AP112K2 RAS—AP224HVM4
2階 トレーニング場	日立パッケージ(天吊り)	RPC—AP140K2 AS—AP280HVM3

4 点検内容

委託期間内 2回/年 実施

各パッケージは、室外機については絶縁、電流、温度測定、異常音などの各部点

検、室内機については温度測定、異常音等の点検及びフィルター清掃、また圧縮機については配管、電気系統を細部にわたり点検をする。

5 不時の故障点検調整

対象物件に不時の故障等があった場合、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行うこと。

6 点検結果報告書

点検終了後は、上記機器毎に点検の結果をまとめた報告書を提出すること。

7 その他

点検及び試運転に当たり、その他必要な事項については協議し、これを行うこと。

東部体育館 自動扉開閉装置保守点検業務

1 対象物件

寺岡自動扉開閉装置 SOV—100K 両引型 2台

2 保守点検内容

(1) 定期点検 期間中 年2回

ア オート・ドアエンジン各種エンジン本体、動力部、作動部

イ オート・ドアエンジン各種制御装置部

ウ オート・ドアエンジン各種起動装置部

エ オート・ドアエンジン各種安全装置部

オ オート・ドアエンジン各種に付属する各部

(2) 臨時保守点検

不時の故障に対する修理、点検整備を行う。

3 費用負担

点検、整備及び修繕にかかった費用は保守点検業務の中に含まれるものとする。

4 報告

点検、調整等を実施した時は、作業内容に関する点検報告書を提出すること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

東部体育館 消防用設備保守点検業務

本業務は、消防法第17条3の3及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、消防用設備の点検を行うものである。

1 所在地 静岡市葵区東千代田二丁目3番1号

2 名称 静岡市東部体育館

3 点検時期

(1) 機器点検 年2回

(2) 総合点検 年1回

4 業務内容

(1) 一般事項

保守点検業務は、消防法、同施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示などの定めにより、実施すること。

(2) 点検方法

点検は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第9号）」、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月11日消防予第172号（最終改正平成30年6月1日））別添」に定めるところによる。

(3) 消防機関への報告

消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うものとする。

5 特記事項

(1) 施設内に設置されている消防用設備が正常に作動するよう点検整備を行うこと。

(2) 点検日については事前に協議し、業務に支障のないようにすること。

(3) 本点検委託の保証期間は、機器点検後6か月、総合点検後6か月とする。保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。

(4) 機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

(5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

6 点検設備

- (1) 消火器
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) 泡消火設備
- (4) 自動火災報知設備
- (5) ガス漏れ警報設備
- (6) 非常放送設備
- (7) 誘導灯
- (8) 防火、排煙設備
- (9) 非常電源（自家発電設備）